

# 違反

～令和2年4月1日から実施～

# 対象物公表制度

消防機関が実施した立入検査で、重大な消防法令違反があった場合、その情報を利用者等にホームページで公表します。

## ●公表の対象となる建物

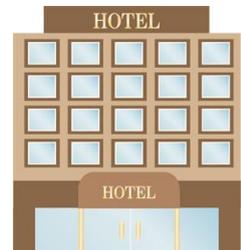
飲食店、物品販売店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物



飲食店



物品販売店



宿泊施設



病院



社会福祉施設

## ●公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが設置されていないもの



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

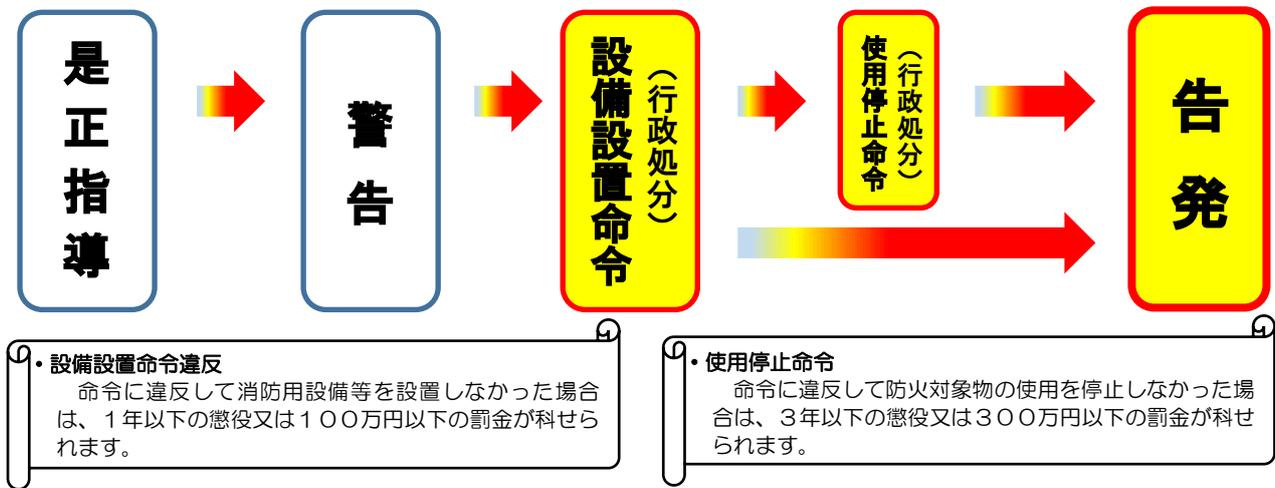
## ●公表する内容

- ・ 防火対象物の名称
- ・ 防火対象物の所在地
- ・ 公表の対象となる違反内容

## ●公表までの流れ



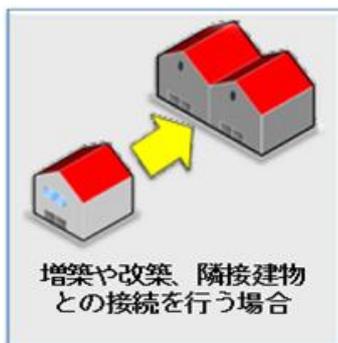
## ●公表後の流れ



## ●建築関係の皆様方へ

消防法では、建物の用途や規模に応じて消防用設備等の設置が義務付けられています。

建物の増築や改築、建物同士の接続を行う場合、既設建物内に異なる用途のテナントが新たに入居する場合、窓や扉などの開口部周辺を閉鎖する場合など事前にご相談ください。



## 【問い合わせ先】

幸田町消防本部予防防災課 予防グループ ☎ (0564) 63-0513

〒444-0113 額田郡幸田町大字菱池字前田 41 番地 1